

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年8月30日認可した。

平成22年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）堤池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）成願寺地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）惣社北地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）三ヶ庄地区
”	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）古田地区